

安城の兄「可能性無限だった」

障害者の逸失利益求め支援の会



① 亡くなった母好美さん(右)と二人で写る鶴田早卓さん(左)。鶴田明日香さん(右)提供。② ハヤト裁判を支援する会の発足集会で発言する原告の鶴田明日香さん(右)。25日、名古屋市中区で。

司法が命の差別しないで

事故などで死亡した人の損害賠償のうち、将来得られるはずだった収入を基に算出する「逸失利益」について、重度知的障害者の弟を亡くした男性が「金額に健常者と差をつけるのは命の差別」として、補償のあり方を名古屋地裁で争っている。原告を支援する会が二十五日、名古屋市内で発足し、男性は、相模原市の障害者施設で起きた殺傷事件の容疑者の差別思想を念頭に、発足集会で「障害を理由に死後も差別される社会を変えたい」と訴えた。

原告は愛知県安城市の会社員鶴田明日香さん(30)。弟の早卓さんは、同市の社会福祉法人・聖清会が運営する障害者支援施設「ハルナ」に入所していた。二〇一三年三月、職員が目を見離した際に抜け出し、スーパーでドーナツをのどに詰まらせて窒息死した。二十八歳だった。提訴前に施設側が提示した賠償額は千八百万円で、同世代健常者の四分の程度。納得できない鶴田さんは一四年八月、聖清会を相手取り、七千二百万円の賠償を求めて提訴。このうち逸失利益は、全労働者の平均賃金を基に四千万円とした。代理人の中谷雄二弁護士(名古屋市中区)は「損害賠償とは、命という根源的価値への補償。その価値について「法の下平等」は厳格に貫かれるべきだ」と主張する。

一方、裁判で施設側は「職員が目を見離したのはわずかな時間で、無断外出することは予見不可能」と過失を否定。逸失利益については「障害の程度からして、将来に平均賃金程度の収入を得られる蓋然性、就労可能性はない」と主張、全面的に争っている。相模原市の事件の容疑者は「障害者是不幸をつくることしかできない」と、その存在価値を全否定した。鶴田さんは「事件の根底にある差別意識は、逸失利益の考え方にも共通している」と考えている。鶴田さんによると、早卓さんは食べることが大好きで、家族で囲む食卓はいつも笑顔に満ちていた。事故の十カ月前にがんが転じた。早卓さんは「担当者が不在で分からない」と話し、代理人弁護士は取材を拒否した。一方、「ハルナ」は取材に

の青森地裁判決では、重度の知的障害者の逸失利益として初めて、県の最低賃金を基に600万円を認めた。札幌地裁でも同年、重度の自閉症の子どもの遺族と交通事故加害者との間で、逸失利益1560万円を払う内容で和解が成立した。

ハヤト裁判を支援する会の事務局長、伊藤啓子さん(58)＝愛知県春日井市＝も、重度知的障害があり、名古屋市内の施設で07年に事故死した次男・晃平さん＝当時(15)＝の逸失利益をゼロと算出した施設側と名古屋地裁で争った。12年、逸失利益770万円を支払う内容で施設側と和解している。

社会進出背景に変化も

逸失利益は「生きていれば将来、得られたはずの財産上の利益」の意味。戦後の交通事故死者の急増を受けて理論化が進んだ。就労者の場合、生活費分を控除した年収に、就労可能だった年数などを考慮した係数をかけて計算する。

障害者の場合、障害の程度や現実的就労可能性を反映させ、健常者に比べて大幅に減額されるのが裁判でも通例とされてきた。1990年代からこの問題に取り組む中谷雄二弁護士によると、重度障害者で「ゼロ」とされた判決も多い。

だが障害者の社会進出などを背景に変化も出ている。2009年